

平成31年第1回箕面市議会定例会議案

第1号議案	平成31年度箕面市一般会計予算	
第2号議案	平成31年度箕面市特別会計財産区事業費予算	
第3号議案	平成31年度箕面市特別会計公共用地先行取得事業費予算	
第4号議案	平成31年度箕面市特別会計国民健康保険事業費予算	
第5号議案	平成31年度箕面市特別会計介護保険事業費予算	
第6号議案	平成31年度箕面市特別会計介護サービス事業費予算	
第7号議案	平成31年度箕面市特別会計後期高齢者医療事業費予算	
第8号議案	平成31年度箕面市病院事業会計予算	
第9号議案	平成31年度箕面市水道事業会計予算	
第10号議案	平成31年度箕面市公共下水道事業会計予算	
第11号議案	平成31年度箕面市競艇事業会計予算	
報告第1号	専決処分の報告の件（事故に係る損害賠償請求に関する和解）	1
第12号議案	指定管理者の指定の件（箕面市立光明の郷ケアセンター）	5
第13号議案	指定管理者の指定の一部変更の件（箕面市立障害者自立支援センター）	7
第14号議案	指定管理者の指定の一部変更の件（箕面市立障害者福祉センター ささゆり園）	9

別冊

第 1 5 号議案	市道路線の認定及び廃止の件	11
第 1 6 号議案	箕面市工業標準化法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件	17
第 1 7 号議案	附属機関の運営のための関係条例の整備に関する条例制定の件	19
第 1 8 号議案	箕面市災害時における特別対応に関する条例改正の件	23
第 1 9 号議案	公平委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例改正の件	25
第 2 0 号議案	箕面市建築基準法施行条例改正の件	27
第 2 1 号議案	北部大阪都市計画萱野中央地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例改正の件	31
第 2 2 号議案	箕面市都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例改正の件	33
第 2 3 号議案	箕面市水道の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例改正の件	35
第 2 4 号議案	箕面市教育委員会委員の任命について同意を求める件	37

報告第1号

専決処分の報告の件

損害賠償請求に関する和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次の3件の内容の和解を専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成31年2月19日提出

箕面市長 倉田哲郎

1 物損事故に係る損害賠償請求に関する和解（平成30年12月19日専決）

- (1) 事故発生日時 平成30年10月10日 午前10時頃
- (2) 事故発生場所 箕面市森町南一丁目10番内の住宅
- (3) 相手方 箕面市在住の個人
- (4) 事故の状況 本市の職員が、上記日時・場所において、固定資産評価に係る新築家屋調査を実施していたところ、使用していたバインダーを落とし、相手方住宅のフローリングを破損させたものである。
- (5) 和解の内容 本件事故による相手方の損害額は、21,600円とし、市は、相手方にその全額を支払う。
- (6) 和解年月日 平成30年12月21日

2 交通事故に係る損害賠償請求に関する和解（平成31年1月7日専決）

- (1) 事故発生日時 平成30年8月7日 午前11時50分頃
- (2) 事故発生場所 箕面市小野原西六丁目2049番路上
- (3) 相手方 吹田市在住の個人
- (4) 事故の状況 本市の公用車（健康福祉部高齢福祉室 ■■■■■ 運転）が、上記日時・場所において東から西へ走行中、路端に停車していた相手方の車両の横を通り過ぎようとしたところ、同車両が急に発進したため、その右フロントバンパー等と公用車の左ドア等が接触し、破損したものである。
- (5) 和解の内容
- 1 本件事故による相手方の損害額は、86,000円とし、市は、相手方に8,600円を支払う。
 - 2 本件事故による市の損害額は、156,433円とし、相手方は、市に140,790円を支払う。
- (6) 和解年月日 平成31年1月7日

3 交通事故に係る損害賠償請求に関する和解（平成31年1月15日専決）

- (1) 事故発生日時 平成30年12月6日 午前11時10分頃
- (2) 事故発生場所 箕面市西小路四丁目305番地 箕面市役所C駐車場内
- (3) 相手方 豊中市在住の個人

- (4) 事故の状況 本市の公用車（市民部窓口課止々呂美支所 ■■■■■ 運転）が、上記日時・場所において、駐車スペースから出るため同車両を後退したとき、駐車場内の車路で停止していた相手方の車両に接触し、その右フロントバンパー等を破損させたものである。
- (5) 和解の内容 本件事故による相手方の損害額は、285,120円とし、市は、相手方にその全額を支払う。
- (6) 和解年月日 平成31年1月15日

第 1 2 号議案

指定管理者の指定の件

次のとおり箕面市立光明の郷ケアセンターの指定管理者を指定する。

平成 3 1 年 2 月 1 9 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 公の施設の名称 | 箕面市立光明の郷ケアセンター |
| 2 | 指定管理者 | 箕面市白島三丁目 5 番 5 0 号
社会福祉法人大阪府社会福祉事業団
理事長 行 松 英 明 |
| 3 | 指定の期間 | 平成 3 1 年(2019 年) 4 月 1 日から平成 3 6 年(2024 年) 3 月 3 1 日まで |

(提案理由)

箕面市立光明の郷ケアセンターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

第 1 3 号 議案

指定管理者の指定の一部変更の件

平成 2 1 年 6 月 2 2 日 議決を経た「第 6 9 号 議案 指定管理者の指定の件」の一部を次のように改める。

平成 3 1 年 2 月 1 9 日 提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

「3 指定の期間 平成 2 2 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで」を「3 指定の期間 平成 2 2 年(2010 年) 4 月 1 日から平成 3 2 年(2020 年) 3 月 3 1 日まで」に改める。

(提案理由)

箕面市立障害者自立支援センターの指定管理者の指定において、次期指定管理者の候補者を再度公募により選定するに当たり、現在の指定管理者の指定の期間を変更するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

第 1 4 号議案

指定管理者の指定の一部変更の件

平成 2 6 年 6 月 2 3 日議決を経た「第 6 2 号議案 指定管理者の指定の件」の一部を次のように改める。

平成 3 1 年 2 月 1 9 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

「3 指定の期間 平成 2 6 年 1 1 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで」を「3 指定の期間 平成 2 6 年(2014 年) 1 1 月 1 日から平成 3 2 年(2020 年) 3 月 3 1 日まで」に改める。

(提案理由)

箕面市立障害者福祉センターささゆり園の指定管理者の指定において、次期指定管理者の候補者を再度公募により選定するに当たり、現在の指定管理者の指定の期間を変更するため、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

第 1 5 号議案

市道路線の認定及び廃止の件

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 1 項及び第 1 0 条第 1 項の規定により次のとおり市道路線の認定及び廃止をする。

平成 3 1 年 2 月 1 9 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

認定及び廃止をする市道路線（別紙のとおり）

（提案理由）

市道寺道東 1 号線ほか 2 2 路線の認定及び市道芝如意谷線ほか 2 路線の廃止をするため、道路法第 8 条第 2 項及び第 1 0 条第 3 項の規定により提案するものである。

別紙

認定及び廃止をする市道路線

1 認定路線

路線番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
13795	寺道東1号線	新稲五丁目712番3	新稲五丁目707番6	
13796	桜住宅6号線支線	桜一丁目193番1	桜一丁目193番3	
13797	止々呂渕公園東線	桜ヶ丘四丁目580番6	桜ヶ丘四丁目580番8	
13798	半町中央東線	半町二丁目91番13	半町二丁目91番10	
13799	野畑桜東線	桜四丁目351番7	桜四丁目351番14	
13800	桜郵便局東2号線	桜四丁目320番5	桜四丁目324番11	
23262	芝如意谷線	萱野一丁目177番7	坊島二丁目244番2	
23334	萱野東西線	坊島二丁目244番9	坊島四丁目1048番	
23447	稲東線支線	稲三丁目249番11	稲三丁目249番9	
23448	稲如意谷線東1号線	稲六丁目840番1	稲六丁目914番23	
23449	稲如意谷線東2号線	稲六丁目914番38	稲六丁目914番41	
23450	稲松本住宅西線	稲六丁目861番8	稲六丁目861番10	
23451	山麓公園東支線1号線	如意谷三丁目42番4	如意谷三丁目42番9	
23452	船場ペDESTリアンデッキ線	船場西五丁目5番	船場東三丁目1番10	

路線番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
23453	稲国道北支線	稲一丁目3番2	稲一丁目3番4	
33323	今宮東線6号支線	今宮三丁目516番6	今宮三丁目27番16	
43408	中村6号線	粟生間谷西七丁目2107番8	粟生間谷西七丁目2084番3	
43530	勝尾寺川府道南線	粟生間谷西五丁目2129番8	粟生間谷西五丁目2129番16	
43531	彩都区画88号線	彩都粟生北三丁目11番5	彩都粟生北三丁目11番10	
43532	彩都区画89号線	彩都粟生北三丁目11番17	彩都粟生北三丁目11番58	
43533	彩都区画90号線	彩都粟生北三丁目11番62	彩都粟生北三丁目11番67	
43534	彩都区画91号線	彩都粟生北三丁目11番68	彩都粟生北三丁目11番54	
53146	余野川ダム2号線	下止々呂美464番4	下止々呂美456番1	

2 廃止路線

路線番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
23262	芝如意谷線	萱野一丁目233番1	萱野一丁目235番	
23334	萱野東西線	坊島四丁目1番	坊島四丁目297番1	
43408	中村6号線	栗生間谷西七丁目2107番8	栗生間谷西七丁目2091番1	

第十六号議案

箕面市工業標準化法の改正に伴う関係条例の整理に関する条

例制定の件

箕面市工業標準化法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

平成三十一年二月十九日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市工業標準化法の改正に伴う関係条例の整理に関する条

例

次に掲げる条例の規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

- 一 箕面市火災予防条例（昭和四十八年箕面市条例第十二号）第十六条第一項
- 二 箕面市行政不服審査に関する条例（平成二十八年箕面市条例第十号）別表備考第一号

附 則

この条例は、平成三十一年七月一日から施行する。

（提案理由）

工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）の改正に伴い、関係規定を整理するため、本条例を制定するものである。

第十七号議案

附属機関の運営のための関係条例の整備に関する条例制定の
件

附属機関の運営のための関係条例の整備に関する条例を次のように定め
る。

平成三十一年二月十九日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

附属機関の運営のための関係条例の整備に関する条例

(箕面市廃棄物減量等推進審議会設置条例の一部改正)

第一条 箕面市廃棄物減量等推進審議会設置条例(平成五年箕面市条例第
四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

(招集の特例)

2 会長及びその職務を代理する委員が委員の任期満了等により不在の
場合における審議会の会議の招集は、市長が行うものとする。この場
合において、当該会議に関し必要な事項は、市長が定めることができ
る。

(箕面市非営利公益市民活動促進条例の一部改正)

第二条 箕面市非営利公益市民活動促進条例(平成十一年箕面市条例第二
十七号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、
附則に次の一項を加える。

(招集の特例)

2 会長及びその職務を代理する委員が委員の任期満了等により不在の

場合における促進委員会の会議の招集は、市長が行うものとする。この場合において、当該会議に関し必要な事項は、市長が定めることができる。

(箕面市人権のまち条例の一部改正)

第三条 箕面市人権のまち条例(平成十五年箕面市条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

(招集の特例)

2 会長及び副会長が委員の任期満了等により不在の場合における審議会の会議の招集は、市長が行うものとする。この場合において、当該会議に関し必要な事項は、市長が定めることができる。

(箕面市水道事業及び公共下水道事業運営審議会条例の一部改正)

第四条 箕面市水道事業及び公共下水道事業運営審議会条例(平成十六年箕面市条例第十八号)の一部を次のように改正する。

附則第四項を次のように改める。

(招集の特例)

4 会長及び副会長が委員の任期満了等により不在の場合における審議会の会議の招集は、市長が行うものとする。この場合において、当該会議に関し必要な事項は、市長が定めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

会長が選出されるまでの間における附属機関の会議の招集及び運営について定めるため、本条例を制定するものである。

第十八号議案

箕面市災害時における特別対応に関する条例改正の件

箕面市災害時における特別対応に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十一年二月十九日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市災害時における特別対応に関する条例の一部を改正する条例

箕面市災害時における特別対応に関する条例（平成二十四年箕面市条例第一号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「第三十条第一項」を「第十三条第一項」に、「災害救助法の」を「同法の」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）の改正に伴い、関係規定を整理するため、本条例を改正するものである。

第十九号議案

公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例改正の件

公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十一年二月十九日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例（昭和二十七年箕面市条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十一条」を「第九条の二第十二項において準用する同法第三十一条」に改める。

第二条中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

改元に伴い、関係規定を整理するため、本条例を改正するものである。

第二十号議案

箕面市建築基準法施行条例改正の件

箕面市建築基準法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十一年二月十九日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

箕面市建築基準法施行条例（平成十二年箕面市条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

第十一条を第十五条とし、第十条の次に次の四条を加える。

（災害危険区域の指定等）

第十一条 市長は、大阪府建築基準法施行条例（昭和四十六年大阪府条例第四号）第三条第一項の規定により指定された災害危険区域外の区域で、次の各号のいずれにも該当する区域を災害危険区域に指定する。

一 宅地内又はその近傍にある擁壁又は法面に亀裂、劣化等が認められ、地震、風水害その他の大規模な災害により宅地の崩壊又は建築物の損壊が生じるおそれがある区域

二 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域に近接する区域であつて、その急傾斜地が崩壊した場合に被害を受けるおそれがあるもの

2 市長は、急傾斜地崩壊防止工事等の施行により災害危険区域内の土地に安全上適当な防護措置が講ぜられ、前項第一号に規定するおそれがな

いと認めたとときは、同項の指定を解除するものとする。

3 市長は、第一項の指定又は前項の指定の解除をするときは、その旨を告示するものとする。

4 第一項の指定又は第二項の指定の解除は、前項の規定による告示のあった日からその効力を生ずる。

(災害危険区域における建築制限)

第十二条 災害危険区域内においては、住居の用に供する建築物を建築してはならない。ただし、建築物又は建築物の周囲に急傾斜地の崩壊に対して安全上適当な防護措置が講ぜられ、その被害を受けるおそれがないと認めて市長が許可した場合は、この限りでない。

(調査のための立入り等)

第十三条 市長又はその命じた者若しくは委任した者は、第十一条第一項の指定又は同条第二項の指定の解除に関し、調査のため必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 第一項の規定により宅地又は垣、柵等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合においては、その立ち入ろうとする者は、立ち入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入ってはならない。

5 第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、そ

の身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

6 第一項の規定により特別の用途のない他人の土地を材料置場又は作業場として一時使用しようとする者は、あらかじめ、当該土地の占有者及び所有者に通知して、その意見を聴かなければならない。

7 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入り又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。

8 市は、第一項の規定による立入り又は一時使用により損失を受けた者がある場合においては、その者に対して、通常生ずべき損失を補償するものとする。

(標識の設置)

第十四条 市長は、第十一条第一項の規定により災害危険区域を指定したときは、当該災害危険区域内にこれを表示する標識を設置するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

大規模災害により建築物が損壊するおそれのある区域を災害危険区域として指定し、住居の用に供する建築物の建築制限を行うため、本条例を改正するものである。

第二十一号議案

北部大阪都市計画萱野中央地区地区計画の区域内における建

築物の制限に関する条例改正の件

北部大阪都市計画萱野中央地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十一年二月十九日

箕面市長 倉田 哲 郎

箕面市条例第 号

北部大阪都市計画萱野中央地区地区計画の区域内における建

築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

北部大阪都市計画萱野中央地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成十三年箕面市条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表すまい2 A地区の項ろの欄第一号本文中「敷地境界線」の下に「（北部大阪都市計画道路三・一・二百二十一号御堂筋線（以下「御堂筋線」という。）との道路境界線のうち北部大阪都市計画道路九・六・二百二十一号船場西宿線（以下「船場西宿線」という。）に面する部分及び御堂筋線と船場西宿線が重複する部分並びに船場西宿線との道路境界線（以下これを「船場西宿線等の道路境界線」という。）を除く。）を加え、同表すまい2 B地区の項ろの欄第一号本文、にぎわいA地区の項ろの欄第一号本文及びにぎわいB地区の項ろの欄第一号本文中「敷地境界線」の下に「（船場西宿線等の道路境界線を除く。）」を加え、同表としんA地区の項ろの欄第一号本文中「道路境界線」の下に「（船場西宿線等の道路境界線を除く。）」を加え、同欄第二号中「北部大阪都市計画道路三・一・二百二十一号御堂筋線（以下「御堂筋線」という。）を「御堂筋線」に改め、「道路境界線」

の下に「(御堂筋線との道路境界線のうち船場西宿線に面する部分及び御堂筋線と船場西宿線が重複する部分を除く。次項(ろ)欄第二号において同じ。)」を加え、同表としんB地区の項(ろ)の欄第一号本文中「道路境界線」の下に「(船場西宿線等の道路境界線を除く。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

北部大阪都市計画萱野中央地区地区計画の変更に伴い、当該地区における壁面の位置の制限を変更するため、本条例を改正するものである。

第二十二号議案

箕面市都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条

例改正の件

箕面市都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十一年二月十九日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条

例の一部を改正する条例

箕面市都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例（平成二十二年箕面市条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「基準」の下に「及び市街化調整区域における開発行為等の許可の基準の制定等に係る協議」を加える。

第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（市街化調整区域における開発行為等の許可基準の協議に係る議会の議決）

第五条 市長は、法第三十四条第十四号及び政令第三十六条第一項第三号

ホの規定により大阪府開発審査会に付議するための新たな提案基準及び既に定められた提案基準を本市の区域における開発行為等に適用する基準の制定、改正又は廃止について大阪府知事に協議の申出をするときは、議会の議決を経なければならない。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

（提案理由）

市街化調整区域における開発行為等に係る大阪府の許可の基準について、市が当該基準の新規制定及び適用を大阪府に提案するに際し議会の承認を要する手続を定めるため、本条例を改正するものである。

第二十三号議案

箕面市水道の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術

管理者の資格を定める条例改正の件

箕面市水道の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十一年二月十九日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市水道の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術

管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例

箕面市水道の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例（平成二十五年箕面市条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「学校教育法に基づく」を削り、同条第三号中「基づく短期大学」の下に「（同法に基づく専門職大学（以下「専門職大学」という。）の前期課程を含む。）」を、「卒業した後」の下に「（専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を加え、同条第八号中「又は水道環境」を削る。

第四条第二号及び第四号中「卒業した後」の下に「（専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を、「短期大学等を卒業した者」の下に「（専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に行われた技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）

第四条第一項の規定による第二次試験のうち選択科目として水道環境を選択して上下水道部門に合格した者については、改正後の第三条第八号に規定する選択科目を選択して上下水道部門の第二次試験に合格した者とみなす。

(提案理由)

水道法施行令(昭和三十二年政令第三百三十六号)等の改正に伴い、関係規定を整備するため、本条例を改正するものである。

第 2 4 号議案

箕面市教育委員会委員の任命について同意を求める件

次のとおり箕面市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

平成 3 1 年 2 月 1 9 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

氏 名 大 橋 亜 由 美

	略	歴
平成	2 年 3 月	麗澤大学外国語学部卒業
同	6 年 3 月	筑波大学大学院地域研究研究科修士課程修了
同	9 年 4 月	京都文教大学人間学部助手
同	1 0 年 3 月	お茶の水女子大学大学院人間文化研究科博士課程単位修得退学
同	1 2 年 4 月	中部大学国際関係学部非常勤講師

同	14年	5月	放送大学非常勤講師
同	15年	4月	宮崎公立大学非常勤講師
同	25年	4月	箕面市教育委員会委員（現在に至る。）
同	29年	2月	宮崎公立大学非常勤講師

（提案理由）

大橋亜由美氏を引き続き箕面市教育委員会委員に任命するため、提案するものである。